

○事務局長 定刻前ですけれども、ただいまより総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ております。会長は急用ができたということで、若干遅れて来られます。会長の挨拶は後ほど来られてからというふうに考えております。あと19番委員のほうも若干遅れて来られるということでありましたが、会議規則第6条の規定によりまして、半数を超えておりますので会議は成立をいたしております。それではただいまより令和4年度第5回多良木町農業委員会総会を開会いたします。会議規則第4条によりまして会長が総会の議長ということになっておりますけれども、会長は急用ということで職務代理者に議事の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番職務代理者 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。議事録署名委員に2番委員、10番委員を指名いたします。続きまして、日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、事務局よりお願いします。

○事務局長 会長が来られましたので挨拶に移ります。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 それでは、日程第2、議案第13号の説明をさせていただきます。まず、1ページをご覧くださいと思います。日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可・不許可についての意見を決定するものとするものでございます。

(1件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続けて事前調査の報告をお願いいたします。

○7 番委員 議案第 13 号、農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回 1 件の申請がありましたが、7 月 8 日に 7 番私、14 番委員、15 番委員で調査いたしました。申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用区域内農地が 7 筆、農振農用区域外農地が 5 筆の合計 12 筆となっています。全部で対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 3、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは 4 ページをご覧くださいと思います。日程第 3、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可・不許可についての副申意見を決定するものとするものでございます。

(1 件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○14 番委員 議案第 14 号、農地法第 5 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回 1 件の申請がありましたが、7 月 8 日に 7 番委員、14 番私、15 番委員で調査をいたしました。申請された農地の区分は農振農用区域外農地で、第 3 種農地となるので立地基準を満た

していると思われます。また、一般基準においても農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われますので一般基準も満たしていると思われます。したがって本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。続いて日程第4、議案第15号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、6ページ目をお開きください。日程第4、議案第15号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和4年第7回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、6月30日付で多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

(内容説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま、本件について事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第5、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、7 ページ目でございます。日程第 5、報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 4 年 5 月 26 日から令和 4 年 6 月 27 日まで分となっております。

(内容説明)

以上報告終わります。

○議長 ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら日程第 5、報告第 6 号はこれで終わります。続きまして、日程第 6、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。次回の事前調査を 8 月 9 日火曜、午前 9 時から行いたいと思います。調査委員に 9 番委員、10 番委員、16 番委員をお願いしたいと思いますが、御三方ご都合はよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。そして総会を 8 月 10 日水曜日、午前 9 時より研修センターの 2 階で行います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に支障の範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 それではこれもちまして、令和 4 年度第 5 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記